知事が行う政策等の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第33号

知事が行う政策等の評価に関する規則の一部を改正する規則

知事が行う政策等の評価に関する規則(平成15年岩手県規則第116号)の一部を次のように改正する。

(政策評価の時期)

(事務事業評価の時期)

第6条 事務事業評価は、毎年度、10月末日までに行うものと する。

(公共事業評価の対象)

第9条 [略]

2 [略]

(公共事業評価の時期)

第10条 公共事業評価(事後評価を除く<u>。以下同じ</u>。)は、毎 |第10条 公共事業評価(事後評価を除く。)は、毎年度、11月 年度、11月末日までに行うものとする。ただし、事前評価及 び前条第2項第5号に掲げる事業について行う再評価にあっ ては、この限りでない。

(公共事業評価の基準)

第11条 公共事業評価の基準は、次のとおりとする。

 $(1)\sim(5)$ 「略]

(公共事業評価の方法)

第12条 公共事業評価の方法は、その対象とする事業の箇所ご とに、前条各号に掲げる基準を総合的に勘案して、当該事業 の必要性等を検証することにより、当該事業を実施し、又は 継続することが適切であるかどうかを判定することによるも のとする。ただし、継続評価にあっては、前条第1号に掲げ る基準に基づき、当該事業を継続することが適切であるかど うかを判定することによるものとする。

(政策評価の時期)

第2条 政策評価は、毎年度、7月末日までに行うものとする。│第2条 政策評価は、毎年度、11月末日までに行うものとする。 (事務事業評価の時期)

> 第6条 事務事業評価は、毎年度、11月末日までに行うものと する。

(公共事業評価の対象)

第9条 「略]

「略]

3 公共事業評価のうち事後評価は、第1項に規定する事業の うち別に定めるものについて行うものとする。

(公共事業評価の時期)

末日までに行うものとする。ただし、事前評価及び前条第2 項第5号に掲げる事業について行う再評価にあっては、この 限りでない。

2 公共事業評価のうち事後評価の時期については、別に定め る。

(公共事業評価の基準)

第11条 公共事業評価(事後評価を除く。)の基準は、次のと おりとする。

 $(1)\sim(5)$ 「略]

(公共事業評価の方法)

第12条 公共事業評価(事後評価を除く。)の方法は、その対 象とする事業の箇所ごとに、前条各号に掲げる基準を総合的 に勘案して、当該事業の必要性等を検証することにより、当 該事業を実施し、又は継続することが適切であるかどうかを 判定することによるものとする。ただし、継続評価にあって は、前条第1号及び第3号に掲げる基準に基づき、当該事業 を継続することが適切であるかどうかを判定することによる ものとする。

2 公共事業評価のうち事後評価の方法は、その対象となる事 業によって整備された施設を利用する者等からの意見聴取、 当該事業の自然環境への影響等についての確認及び当該事業 の効果等について検証することにより、当該事業と同種の事 (大規模事業評価の対象)

第13条 [略]

2 第9条第2項の規定は<u>、</u>大規模事業評価のうち再評価の対象について準用する。

(大規模事業評価の時期)

第14条 [略]

2 <u>第10条</u>の規定は<u>、</u>大規模事業評価のうち継続評価及び再評 価の時期について準用する。

(大規模事業評価の方法)

第16条 [略]

2 <u>第12条</u>の規定は<u>、</u>大規模事業評価のうち継続評価及び再評価の方法について準用する。

<u>業の実施方法及び事後評価の方法の見直し等の必要性を検討</u> することによるものとする。

(大規模事業評価の対象)

第13条 [略]

2 第9条第2項の規定は大規模事業評価のうち再評価の対象について、同条第3項の規定は大規模事業評価(条例第4条 第1項第4号イに掲げる事業に係るものを除く。)のうち事 後評価の対象について準用する。

(大規模事業評価の時期)

第14条 [略]

2 <u>第10条第1項</u>の規定は大規模事業評価のうち継続評価及び 再評価の時期について、同条第2項の規定は大規模事業評価 (条例第4条第1項第4号イに掲げる事業に係るものを除く。) のうち事後評価の時期について準用する。

(大規模事業評価の方法)

第16条 [略]

2 <u>第12条第1項</u>の規定は大規模事業評価のうち継続評価及び 再評価の方法について、同条第2項の規定は大規模事業評価 (条例第4条第1項第4号イに掲げる事業に係るものを除く。) のうち事後評価の方法について準用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。